

公益財団法人日本障害者スキー連盟会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障害者スキー連盟（以下「連盟」という。）定款第46条の規定に基づき、連盟の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、連盟の目的に賛同し、会費を納入する個人及び法人で、理事会の承認を得た者とする。

(申込)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により会長あてに申し込むものとする。

(会員の種類及び会費)

第4条 会員は別表に定める種類により会費を納入する。

2. 会費は、毎年7月末までに、当年度を連盟の指定する方法で支払うものとする。
3. 事業年度開始後に入会する場合は、入会申込みと同時に連盟の指定する方法で支払うものとする。
4. 既納の会費は、返還しないものとする。

(会費の使途)

第5条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(報告)

第6条 連盟は、会員に対し、毎年10月に事業報告及び決算報告をするものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 連盟が解散したとき

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするとき、その旨を書面によって連盟に届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の承認を得て除名することができる。

- (1) 連盟の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は理事会の決議に違反した行為があったとき
- (3) 会費の納付を怠ったとき
- (4) その他、理事会が会員として不適切であると認めた場合

(特典)

第10条 会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 連盟は、連盟が主催する大会および講習会等の行事予定を予め会員向けに案内する。
- (2) 一般会員は、連盟の主催する選手やスタッフとの交流イベントに参加することが出来る。

(権利の喪失)

第11条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他連盟の資産に対して何ら請求することができない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2022年11月4日から施行する。

(別表) 会員の種類と会費

会員の種類

- 一般会員：この法人の目的に賛同し、この法人の運営に携わることを目的として入会した個人
- 協力会員：この法人の大会・普及事業に参加・協力を希望して入会した個人
- 賛助会員：この法人の目的に賛同し連盟事業を応援するために入会した個人又は団体
- 特別会員：パラスノースポーツに深い関心を持つ学識経験者で理事会において推薦された個人

年会費

一般会員	5000 円
協力会員	1000 円
賛助会員 (個人)	3000 円
賛助会員 (法人及び団体)	10,000 円
特別会員	0 円

寄附及び協賛金の支出者は賛助会員となる。